

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 北九州市客引き行為等の適正化に関する条例の規定による違反者の氏名等の公表【総務市民局安全・安心推進部安全・安心推進課】 2
- 令和6年度決算における北九州市健全化判断比率等の公表【財政・変革局財務部財政課】 3
- 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の指定【保健福祉局健康医療部健康危機管理課】 4
- 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関からの変更の届出【保健福祉局健康医療部健康危機管理課】 5
- 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関からの辞退の届出【保健福祉局健康医療部健康危機管理課】 6
- 地縁による団体の認可【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】 7

◇ 公 告

- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局長寿推進部保険年金課】 8

北九州市告示第 3 5 7 号

北九州市客引き行為等の適正化に関する条例（令和 4 年北九州市条例第 2 5 号。以下「条例」という。）第 1 3 条第 1 項及び北九州市客引き行為等の適正化に関する条例施行規則（令和 4 年北九州市規則第 4 1 号）第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 9 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 当該公表をされるべき者の氏名及び住所
株式会社エース 代表取締役 徳平大貴
岡山市北区奉還町一丁目 1 0 番 1 1 - 9 0 3 号
- 2 当該公表をされるべき者の店舗等の名称及び所在地
大衆酒場たぶ
北九州市小倉北区京町二丁目 7 番 7 号 O N O ビル 2 階

3 当該命令の内容及び公表の原因となる事実

令和 6 年 7 月 6 日、同月 1 3 日及び同年 8 月 7 日に小倉都心客引き行為等禁止区域内において条例第 9 条に規定する違反行為（以下「違反行為」という。）である客引き行為を行わせたことについて、同月 9 日付けで条例第 1 0 条の規定により違反行為を行ってはならない旨の命令を受けたが、同年 1 2 月 6 日及び令和 7 年 1 月 2 5 日に同区域内の北九州市小倉北区魚町一丁目 6 番 1 号先及び同区京町二丁目 6 番 1 8 号先において当該命令に違反して客引き行為を行わせた。

北九州市告示第 3 5 8 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算における北九州市の健全化判断比率及び資金不足比率について公表する。

令和 7 年 9 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

1 健全化判断比率（令和 6 年度決算）

（単位：％）

区分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率	10.6	25.0
将来負担比率	143.0	400.0

備考

（１） 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載した。

（２） この表において「早期健全化基準」とは、法第 2 条第 5 号に規定する早期健全化基準をいう。

2 資金不足比率（令和 6 年度決算）

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
食肉センター特別会計	—	20.0
卸売市場特別会計	—	
渡船特別会計	—	
港湾整備特別会計	—	
産業用地整備特別会計	—	
漁業集落排水特別会計	—	
空港関連用地整備特別会計	—	
市民太陽光発電所特別会計	—	
上水道事業会計	—	
工業用水道事業会計	—	
交通事業会計	—	
病院事業会計	—	
下水道事業会計	—	
公営競技事業会計	—	

備考

（１） 資金不足額がない場合は、「—」を記載した。

（２） この表において「経営健全化基準」とは、法第 2 3 条第 1 項に規定する経営健全化基準をいう。

北九州市告示第 3 5 9 号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 2 6 年法律第 5 0 号）第 1 4 条第 1 項の規定により指定医療機関の指定をしたので、同法第 2 4 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 9 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

1 医科

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
はた医院	北九州市八幡西区穴生四丁目 9 番 9 号	令和 7 年 9 月 1 日
医療法人良永医院	北九州市小倉南区若園三丁目 1 番 2 5 号	令和 7 年 8 月 1 日
しおもりクリニック	北九州市小倉北区日明二丁目 9 番 3 号	令和 7 年 9 月 1 日

2 薬局

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
大信薬局小倉駅北口店	北九州市小倉北区浅野二丁目 6 番 2 1 号コンフォートホテル小倉 1 階	令和 7 年 9 月 1 日

3 訪問看護ステーション

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション こがねむし	北九州市八幡西区馬場山緑 9 番 1 0 号	令和 7 年 9 月 1 日
訪問看護ステーション t r u e	北九州市小倉南区徳力新町二丁目 7 番 3 2 号 1 0 1	令和 7 年 9 月 1 日
ぽかぽか訪問看護ステーション	北九州市小倉南区下石田三丁目 7 番 1 0 号	令和 7 年 8 月 1 日

北九州市告示第 3 6 0 号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 2 6 年法律第 5 0 号）第 1 9 条の規定により指定医療機関から変更の届出があったので、同法第 2 4 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 9 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

訪問看護ステーションの所在地の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地		変更年月日
みろく訪問看護ステーション	旧	北九州市門司区吉志四丁目 1 9 番 3 5 号ファミール宮ノ前 1 0 2	令和 7 年 8 月 1 日
	新	北九州市門司区畑 1 2 0 7 番地	

北九州市告示第 3 6 1 号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 2 6 年法律第 5 0 号）第 2 0 条の規定により指定医療機関から辞退の届出があったので、同法第 2 4 条第 3 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 9 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

薬局

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
訪問看護ステーション そわ	北九州市小倉北区金鶏町 9 番 2 7 号	令和 7 年 9 月 1 日

北九州市告示第 3 6 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可した。

令和 7 年 9 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

1 認可地縁団体の名称

北横代町内会

2 規約に定める目的

北横代町内住民が安心して生活できること。

3 区域

北九州市小倉南区横代北町一丁目 1 番 2 号から 2 2 番 1 2 号まで、横代北町二丁目 1 番 1 8 号から 3 番 6 8 号まで、横代北町二丁目 5 番から 3 0 番まで、横代北町二丁目 2 0 番 2 号から 2 1 番 5 2 号まで、横代北町三丁目 1 番 2 4 号から 3 8 号まで、横代北町五丁目 1 番 2 号から 3 3 号まで及び横代北町五丁目 1 1 番 1 3 号から 2 2 番 3 6 号まで

4 主たる事務所

代表者の住所に置く。

5 代表者の氏名

下原信雄

6 代表者の住所

北九州市小倉南区横代北町一丁目 1 8 番 1 1 号

7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

代表者の職務執行の停止の有無 無し

職務代行者の選任の有無 無し

8 代理人の有無 無し

9 規約に定める解散事由

法第 2 6 0 条の 2 0 の規定による。

1 0 認可年月日

令和 7 年 9 月 4 日

北九州市公告第 6 4 3 号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

(1) 物件の名称及び数量

- ア 封入封かん機 2 台
- イ 単票はがき用圧着機 1 台
- ウ 計数機 1 台
- エ 封筒開封機 1 台

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和 8 年 1 月 1 日から令和 1 4 年 1 2 月 3 1 日まで

(4) 履行場所 市の指定する場所（北九州市小倉北区内）

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

- ア 場所 北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北九州市保健福祉局長寿推進部保険年金課
- イ 期間 この公告の日から令和 7 年 9 月 2 2 日まで（日曜日、土曜日及

び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。電子メールでの交付を希望する場合は、第4項第7号記載の主管課に連絡すること。
- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わない。
- (4) 競争参加の申出書の提出 この広告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和7年9月16日までに競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。
- (5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和7年9月19日午後5時までに必着のこと。
- (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室
イ 日時 令和7年9月22日午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市保健福祉局長寿推進部保険年金課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2415